



きさらづし 農委だより

令和5年4月1日

第48号

発行：木更津市農業委員会
編集：農業委員会事務局
電話：0438(23)8693

最初から自力で成し遂げたい



キャベツ農家 野中農園

木更津市在住の野中さんは、年間を通してキャベツを生産している専業農家です。

「一から自分の力で努力して収入を得たい」という思いから、21歳で農業を始めると決意し、日々の忙しさに追われながらもやりがいを感じているそうです。

初めは別の職業に就いていましたが、「自分のペースで働くほうが、自分には合っているのではないかと。すべての工程を自分の目で把握できる職業はあるだろうか。」と考え、農業に辿り着きました。「始めるなら今しかない！」と思い切って退職し、キャベツ農場で研修を受け今日に至ります。

収穫後は、大量に出荷できるカット工場をメインに、市場やスーパーなどにも出荷しています。作物にキャベツを選んだのは、他の葉物野菜よりも生産から出荷までの工程数が比較的少なく、自分だけで経営を管理しやすいと判断したからです。それでも毎日忙しく、早朝から作業しても、終わる時間が夜中になってしまうことがよくあります。特に去年は、雨が多く作業が進まなかったのも更に忙しかったのですが、家族や友人に手伝ってもらい日々作業をしています。

現在は、キャベツの栽培にあたり、霜が原因の黒ジミや虫食いを抑えるよう工夫しています。糖分を高くすることで寒さに強くなるので、糖度の高い液肥を与えたり、葉の大きさを観察して肥料の量を調整したりしています。

今後は、経営の安定と技術の向上を目指したいです。

会長あいさつ

木更津市農業委員会 会長 安藤 一 男



農業者の皆様には、日頃より農業委員会活動の推進にあたり、ご理解ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、法上の位置づけが2類相当から5類へ引き下げられることとなり、いろいろな制限が緩和され、日常生活や社会経済活動等皆様方の暮らしにおいて、大きな転換点を迎えているのではないかと思います。さて、これまで地域農業の在り方や、農地の集積・集約化に関する方針を明確化する「人・農地プラン」

の取組みを推進してきましたが、高齢化や人口減少の本格化による農業者の減少や、耕作放棄地の増加により農地が適切に利用されなくなる懸念されることから、農地の集約化等に向けた取組みを加速化することが必要となります。

そのために農業経営基盤強化促進法が改正され、地域の話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を策定することとなりました。地域の話し合いに基づいて円滑に計画が策定されるよう、地域の皆様方、策定主体である木更津市及び関係機関と連携してまいりたいと思います。

国が支える。安心が大きくなる 担い手 積立年金 (農特) 農業者年金

よくわかる 農業者年金

Q. 農業者年金には、税制面でどんなメリットがありますか？

A. 加入者が支払った保険料は、その全額（1人当たり最大80万4千円）が納税申告する際に社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。節税額は適用される税率や保険料額によって差がありますが、支払った保険料の約15～30%になります。

さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が110万円までは非課税です。つまり、公的年金として、入口から出口まで税制面の優遇措置が付いています。

農業者年金には、①年間60日以上農業に従事する、②国民年金第1号被保険者（60歳未満）か、③60歳以上の国民年金任意加入者 ならどなたでも加入できます。

ご興味のある方は、農業委員会までお問い合わせください。

た農地利用最適化推進委員の任期は、今年の七月に満了となります。現委員の残りの期間は僅かとなりますが、引き続き農地利用の最適化の推進を目指して業務を進めてまいります。

今後、農業者の皆様方が、地域農業の将来像を見通せるよう努めてまいりますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和五年七月までの 総会日程

農地を耕作する目的で売買・貸し借りする場合や、市街地調整区域内の農地を農地以外に転用（用途変更）する場合は、農業委員会または知事の許可が必要になりますので、事前に許可申請をしていただく、審査をします。

許可を受けずに売買や貸し借り、転用をしている場合は違反となりますので、必ず事前に許可申請をしてください。

【農業委員会総会予定表】

総会開催日	許可申請書 提出期限
4月7日（金曜）	3月16日（木曜）
5月9日（火曜）	4月17日（月曜）
6月6日（火曜）	5月16日（火曜）
7月6日（木曜）	6月16日（金曜）

※令和5年8月以降の日程は、市公式ホームページ（ページ番号1002343）や、今後発行予定の農委だより第49号でお知らせします。
※総会開催日は変更になることがありますので、申請等がある場合は事務局にご確認ください。

農業委員会の委員（農業委員）

農地利用最適化推進委員（推進委員）の推薦及び公募について

1 推薦・公募の内容

(1) 推薦・公募人数

① 農業委員 一八人

※ 法令により、認定農業者等が農業委員の一定割合を占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員）を一人以上含めること、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこと等の規定があります。

② 推進委員 一九人

(2) 任期 令和五年七月一四日（ただし、推進委員は委嘱日）から令和八年七月一三日まで（三年間）

(3) 身分 木更津市の特別職の非常勤公務員

(4) 報酬 農業委員 月額三三、〇〇〇円
推進委員 月額二八、〇〇〇円

2 主な業務内容

(1) 農業委員会の総会（毎月開催）における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議及び決定並びにこれらに関連する現地調査

※ 推進委員は、総会に出席し意見を述べることができません。ただし、審議・決定に加わることはできません。

(2) 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に係る指針策定、現地調査、指導及び監視業務

(3) 市町村の要請による地域計画に係る目標地図の素案の作成

(4) 農業者からの相談対応・農業者への助言指導

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業委員 農業に関する識見を有し、所掌事項に関し適切に職務を行える者

推進委員 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

また、次に該当する者については資格を有しない
(1) 木更津市の職員

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

※ 農業委員と推進委員は兼務できません。

4 推薦及び応募の方法

所定の申込書に必要事項を記入のうえ、推薦を受ける者又は応募する者の住民票（発行後三か月以内のもので、本籍及び筆頭者が記載されているもの）を添付して、持参又は郵送により、木更津市農業委員会事務局まで提出してください。

(1) 申込書様式

個人による推薦、法人・団体等による推薦、個人による応募の様式が異なります。

(2) 受付期間

令和五年四月三日（月）から

五月一日（月）まで 【必着】

※ 申込書を持参される場合は、平日午前八時三〇分から午後五時一五分までに提出してください。

※ 申込み状況等によっては、受付期間を延長する場合があります。延長した場合には、木更津市公式ホームページにてお知らせします。

(3) 募集案内及び申込書の入手方法

推薦及び公募要領（申込書）は、農業委員会事務局、市役所農林水産課（駅前庁舎八階）で受け取ることができます。
また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

「人・農地プラン」から「地域計画へ」

これまで、地域での話し合いにより、地域農業の将来の在り方を定める「人・農地プラン」が策定されてきました。

今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが全国的な課題です。

このため、農業経営基盤強化促進法等が令和4年5月に改正され、「人・農地プラン」は法律で定められた「地域計画」に移行しました。

「地域計画」とは、農業者や地域の話し合いにより策定される、おおむね十年後を見据えた地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図のことです。目指すべき将来の農地利用の姿を明確にし、その実現のために地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めることを目的としています。

農業委員会は、市からの要請により目標地図の素案を作成する役割を担いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

下限面積の要件が撤廃されました

農地法の一部を改正する法律が令和五年四月一日から施行され、農地等の権利取得の要件の一つであった下限面積に関する規定が撤廃されました。

なお、その他の要件については存続となります。

その行為、STOP 違反かもしれません

— 農地転用は必ずご相談ください —

農地転用をするときは、転用する前に農地法による手続きが義務づけられています。市街化調整区域内にある農地は転用が厳しく制限されており、許可なく転用すると農地法違反となります。なお、砂利を敷く・土を入れる・簡易な倉庫をつくるという行為も手続きが必要となりますので、必ず事前に農業委員会までご相談ください。

また、市街化区域内にある農地は、事前に届出が必要です。詳しい手続き方法については、お問い合わせください。

農地法に違反した場合の罰則

3年以下の懲役、または300万円以下(法人は1億円以下)の罰金

編集後記

地域農業や農地等に関する制度改正、デジタル地図の活用に関する準備など、現在の農業委員会業務は大きな変化を迎えています。手探りではありませんが、農地等の利用の最適化に向けて日々取り組んでおりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

▼編集部では、農委だよりに登場していただける農家さんを募集しています。自身のことを紹介してほしい方、お知り合いの農家さんを紹介したい方のご連絡をお待ちしております。

全国農業新聞を購読しませんか

「全国農業新聞」は、全国農業会議所が発行する、経営と暮らしに役立つ農業専門誌です。「週刊」を活かし、農政の動きや技術・流通など、農業に関する最新の情報をお届けしています。県内の農業の様子や、木更津市内の情報も掲載されております。また、紙面は見やすいオールカラーとなっております。

興味のある方はパンフレットをお渡ししますので、お気軽に木更津市農業委員会までお問い合わせください。

- 発行日：毎週金曜日発行（月4回）
- 購読料：月額七〇〇円（送料、税込み）

